

は、只今改めたる水なれども、虫など落入、木葉ちりなどして落る事あり、休居士時代の手水鉢は、皆々つくばひて仕ふ様にひきし、秀忠公の御時古織○古田江府御城御數寄屋山里の露地をつくられし時手水鉢高くすえられたり、其後家光公の御時、小遠○小堀江守に露地のもやう杯も仕かへ候へとの仰あり、所々まげり杯をすかし、さまでの仕かへもなし、御手水鉢計ひきくすえかへ置れたり、上覽の上其故を御尋あり、小遠の御請は、古田織部時代は、家康公御在世にて駿府に御在城被成、折節の御茶もありし故、御手水鉢高くすえしなり、今になりては御一門を初、皆々つくばひて手水仕候故、ひきくすえ候由御請あり、甚御感有しとかや、誠に時節に隨ふ事、尤の了簡也、

〔東照宮御實紀附録 二十五〕御茶室の露地の手水鉢をつくばひてつかはる、程になされしに、本多上野介正純今世の數奇人は、手水を立ながらつかふと申せば御氣しき損じ、我露地にては、たとひ將軍たりとも、立ながら手水つかはれんや、まして外々の者をやと仰られしなり、

〔貞要集 四〕手水鉢居様之事

一手水鉢の事、内腰懸より隣上りの間に見合居る、臺石を居、手水鉢を載せ居るなり、地より二尺四五寸迄、前石は景よく大成石を居る、前石の上面より手水鉢の上端迄、一尺より一尺五六寸迄、又前石の前面より手水鉢水溜の口迄、一尺八寸、一尺六七寸迄、柄杓を置見申遣能程に居申事第一也、水門は兩脇景能石を居、松葉をしき、流上に水はぢきの小石、又は古瓦杯置申候、道安流の水門仕様有之候、口傳

一湯桶石、手水鉢我右の方水門へ掛て居ル、其前に相手の石とて居ル也、是は貴高の相伴のもの、御手水懸申時の爲に居る石也、又手水鉢中潜軒下、隣上り軒下に居る、雨降候時の爲とて、近代軒下に手水鉢居ル事也、

一手水鉢水溜を掘申寸法は横六寸八分、堅は一尺一寸、深サ七寸二分、飯櫃に丸ク掘申候、是は大